

会 議 録

会議の名称	第57回 西東京市都市計画審議会
開催日時	平成30年8月8日(月) 午前9時30分から11時30分まで
開催場所	保谷庁舎別棟B・C会議室
出席者	<p>【委員】 内田委員、後藤委員、坂口委員、塩月委員、たきしま委員、納田委員、藤岡委員、藤原委員、宮崎委員、村田委員、村山委員、森委員、保井委員、山本委員</p> <p>【西東京市】 柴原都市整備部まちづくり担当部長 (都市計画課) 松本課長、広瀬(尚)主査、宮本主査、広瀬(健)主査、稲越主任、梶木主事、山倉主事</p>
議 事	<p>1 西東京都市計画生産緑地地区の変更予定案件について(報告)</p> <p>2 本年度審議予定の地区計画について(報告)</p> <p>3 東伏見駅周辺地区まちづくり構想の策定について(報告)</p> <p>4 専門部会について(報告)</p>
会議資料の名称	<p>資料1-1 平成30年度 西東京都市計画生産緑地地区の変更予定について</p> <p>資料1-2 平成30年度 西東京都市計画生産緑地地区 都市計画変更予定箇所図</p> <p>資料2-1 位置図</p> <p>資料2-2 北町五丁目周辺地区における地区計画及び用途地域等の変更について</p> <p>資料3 東伏見駅周辺地区まちづくり構想</p> <p>資料4 都市農地の保全に関する提言の骨子案の目次</p> <p>当日配布資料 保谷秋津線下保谷三・四丁目周辺地区地区計画の決定に向けた状況報告について</p> <p>当日配布資料 都市農地の保全に関する提言の骨子案</p> <p>当日配布資料 これまでの専門部会の経過について</p> <p>当日配布資料 西東京市都市計画審議会専門部会委員名簿</p> <p>当日配布資料 東京大学・トリノ工科大学(イタリア)の共同制作による展示会・ミニシンポジウムの開催に関するお知らせ</p>
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○広瀬(尚)主査： 開会の挨拶</p> <p>○柴原担当部長： 挨拶、山本委員に委嘱状交付</p> <p>○山本委員： 挨拶</p> <p>○広瀬(尚)主査： 議事内容の説明、会議資料の確認</p> <p>○保井会長： (開会宣言) 本日は、秋山委員、木村委員、坂井委員が所用のため欠席という報告を受けており、ただいまの出席委員14名ということで、西東京市都市計画審議会条例に規定する定足数を満たしていることを報告する。 議事に先立ち、本日の審議会の傍聴及び会議録の公開について各委員に意見を諮る。 (全会一致で傍聴及び会議録を公開とする。)</p> <p>～傍聴者なし～</p> <p>○保井会長： それでは次第に沿って議事を進める。</p>	

- 保井会長： 報告事項1「西東京都市計画生産緑地地区の変更予定案件について」、事務局に説明を求める。
- 松本課長： 今年度、都市計画審議会に付議を予定している生産緑地地区の変更に係る平成29年度の買取申出等の状況について報告する。（以下、資料1により説明）
- 保井会長： それでは、これより質疑に入る。質問、意見があれば発言願いたい。
- 内田委員： 追加指定について要件緩和があったと思われるが、その他にもきっかけがあったのか教えていただきたい。
- 松本課長： 今回、4地区で追加申請があり、これらは隣接する生産緑地地区と地続きの場所で追加申請があった。昨年度、面積の要件緩和について、市が農業委員会等に対して説明をするなかで、改めて農地所有者のご自身の土地の対する見直しが行われた結果、追加申請があったと考えている。
- 内田委員： 説明会がきっかけだとすると、定期的に行うことによって、追加があり得ると思うが、今後アナウンス等はするのか。
- 松本課長： 特定生産緑地制度が今年の4月から施行され、2022年より前に特定生産緑地に移行するかを農業従事者の方に判断していただく必要があるので、今後農業委員会やJAを通じて、農業従事者の方には情報提供や説明をする予定である。その中で改めて生産緑地地区についての考え方を見直すきっかけになれば良いと考えている。
- 保井会長： 特定生産緑地制度は、30年経ったら買取申出できるところを10年延長するという仕組みであり、2022年までに整理していかなければならないという認識でよろしいか。
- 松本課長： 2022年までに今の生産緑地地区を特定生産緑地にするのか、現在の生産緑地地区のままにして30年を迎えるのか選択をしていただく。生産緑地地区をお持ちのすべての方に対して、説明をした上で判断していただくことを今後予定している。経過を含めて、その都度、審議会に報告したいと考えている。
- 納田委員： 追加指定の動きを促進していくことは都市農地保全やみどりを残すという観点から重要だと思うが、市街化区域内農地を生産緑地化していくことについて、特定生産緑地制度とあわせてどのように説明していくのか確認したい。
- 松本課長： 特定生産緑地制度の対象は、現在生産緑地地区に指定されている地区であり、市街化区域内農地は、現在生産緑地地区に指定されていないが、現状農地として営農している場所である。現在、本日の議題にもある専門部会の中で、都市農業や生産緑地地区の存続のための方法を議論している。本日、専門部会での途中経過を報告いただき、最終的には審議会から市長に対して

建議というかたちで意見をいただく予定である。それらを踏まえて農業従事者の方に対して市が何ができるか引き続き検討していきたいと考えている。

- 納田委員： 生産緑地法や都市農業振興基本法の改正を受けて、農業従事者の意見を聞くと、意見が割れている。農地を増やしていきたい方もいれば、2022年を一区切りにしたいという方もいる。市として、農業従事者のモチベーションをどのようにあげていくかや都市計画の現状をどう共有していくのかが重要だと思うので、専門部会の報告を待ち、応援していきたい。
- 保井会長： 今回の追加指定の地区番号4や地区番号349はこれまでは市街化区域内農地であったものが、生産緑地地区に指定されていくということによろしいか。
- 松本課長： 今回追加指定する4地区は、すべて今まで生産緑地地区に指定されていなかった農地だが、土地所有者の方が今回生産緑地地区に新たに追加したほうが良いと判断され、市街化区域内農地から生産緑地地区に移行するという案件である。
- 保井会長： 他に、意見、質問はないか。
- 森委員： 特定生産緑地地区が新たに設定できると、30年か10年かを選ぶのは農家の意向となるが、客観的に見て、10年の選択をする方が相当出るのはないかと危惧している。市としてはどう考え、農業従事者にどう働きかけるのか。
- 松本課長： 特定生産緑地制度とは、平成4年以降に指定され、30年経過する生産緑地地区に対して、更に10年生産緑地地区として延長するというものである。特定生産緑地制度を適用しなかった場合、指定から30年経過すると、それ以降いつでも買取申出できる状況となる。市としては、特定生産緑地制度を使っただけ、生産緑地地区として維持していただきたいと考えている。都市農業や都市の中のみどりの存続という意味でも特定生産緑地制度が多く活用されると良いと考えている。
- 森委員： 生産緑地地区の維持については、一つは税制の問題があり、もう一つは営農意欲によって生活基盤が確立されるところがある。そういったことを含めて、農業施策を進めていかないとかなり厳しいのかなと思う。永続していくために取り組みをしっかりとやっていただきたい。
- 保井会長： 生産緑地地区は30年経過前に宅地化するか、特定生産緑地として10年ずつ延長していくか、そのどちらかを選択していくこととなると認識している。
この案件に関しては、次回の都市計画審議会ですべての地区について詳細な説明が行われる予定である。
- 保井会長： 他に意見、質問はないか。ないようであれば事務局からの報告を受けたということで、これで終了する。
続いて報告事項2「本年度審議予定の地区計画について」事務局に説明を求める。

- 松本課長： 平成27年5月に都市計画を行った新東京所沢線北町五丁目周辺地区地区計画区域内における用途地域の変更等について報告する。あわせて、保谷秋津線下保谷三・四丁目周辺地区地区計画の決定に向けた状況について報告する。（以下、資料2及び当日配布資料により説明）
- 保井会長： それでは、これより質疑に入る。質問、意見があれば発言願いたい。
- 納田委員： 西3・4・13号線の地区計画については、最低敷地面積への地権者の思いが都市計画と異なるということだと思う。北町五丁目周辺地区地区計画における用途地域の変更については、地権者が一人だと思われる。練馬区道67号線からの用途地域の連続性が必要であるということは理解できるが、近隣住民の関係性や、一人が同意しない場合は地区計画が変更できないことがあると考えられる。それを踏まえて、状況がどうなっているのか、近隣住民は納得している状況なのかを伺いたい。
- 松本課長： 関係する権利者への説明は今後、個別に実施する予定である。その中で用途地域の変更や地区計画の制限を、丁寧に説明する予定である。それを受けて、都市計画手続に入っていきたいと考えている。変更箇所土地の所有状況に関しては、単独所有である。現在の土地の使われ方は、市街化区域内農地のぶどう畑である。
- 納田委員： 地権者が一人である土地の用途地域が緩和されて、周辺地域の感情的な問題も、もしかしたらなくはないと考えられる。今言えることは丁寧に、周辺住民の理解が得られるように働きかけをお願いしたい。
- 保井会長： 今後の権利者への説明は、地権者一人ではなく、周辺地域の方々も含めて行うのか。
- 松本課長： 周辺の方々も含めて、説明をする予定である。
- 保井会長： 説明する対象者は、制度上の規定はあるのか。地区計画の中の権利者全員なのか、裁量に任せられるのか。
- 松本課長： 厳密に言うと、地区計画区域内の方々を対象ということになるので、事前説明後の手続については、変更箇所だけでなく、地区計画区域内の権利者を対象とする予定である。影響を受ける可能性のあるの方々に対しては、説明を事前にしっかりする予定である。
- 保井会長： 他に、意見、質問はないか。
- 村山委員： 北町五丁目周辺地区について、用途地域は練馬区側と同じとのことだが、地区計画に関して、敷地面積の最低限度などの制限は、練馬区側でも同じような規制なのか。街並みを考えると、高さ制限などは連続性が大事だと思うため、練馬区側の状況を知りたい。

- 松本課長： 練馬区に関して、用途地域、建蔽率及び容積率は西東京市と同じであり、第一種中高層住居専用地域、建蔽率60%、容積率200%である。練馬区は高さの制限を地区計画ではなく、高度地区で規制しており、17mと同じである。また、最低敷地面積も地区計画ではなく、地域地区のなかで用途地域の規制として75㎡と規制している。練馬区の地区整備計画では、壁面の位置の制限は西東京市と異なり、区道67号線の整備を前提として、「建築物の外壁またはこれに加わる柱の面は生活幹線道路の計画線を越えてはならない」といった道路との関係性で壁面の制限をかけている。また、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限は、西東京市と同じような「色彩は原色を避け、街並みとの調和を図る」などの内容で、西東京市と練馬区で連続した街並み可以实现できる内容で検討を進めている。
- 村山委員： 自治体が異なるため、使う手段は異なるが、目指している内容はほぼ同じであると理解した。特に高さ規制が異なると厳しいと考えたが、今の説明でよくわかった。
- 内田委員： 区道67号線の整備状況を教えてほしい。これから整備され、用途地域が変わるのか。既に整備済みで用途地域が変わったのか。
- 松本課長： 現在、用地買収は数件残っていると聞いているが、拡張できる場所に関しては道路が広がっている状況である。完成すると幹線道路が繋がり、周辺の交通環境が変わってくる予定である。具体的には乗り合いバスが導入しやすい環境になる。
- 森委員： 北町五丁目周辺地区と保谷秋津線下保谷三・四丁目地区どちらに関しても市区境であり、このようなケースはいくつかあると思う。北町五丁目周辺地区については、保谷北荒屋敷線沿道は最初に地区計画を定める際に一緒に用途地域を変更しているが、今回の箇所は地区計画作成段階では変更されていない。これは区道67号線の成り行きがまだ確定していないことで、連続性を持って設定しなかったということか。また、保谷秋津線下保谷三・四丁目地区については決定を保留にしたということだが、この理由も練馬区側の補助156号線の整備の成り行きがわからないため、地権者の理解も進まなかったと理解している。行政境が関係してくる場合についてどのような相互の連携が行われているのか。
- 松本課長： まちづくりを進める中では、関連する隣接自治体との連携は必要であるとの認識は持っている。その都度調整はしているが、自治体ごとにまちづくりの進捗状況の足並みが揃わない場合もある。北町五丁目地区に関しては西東京市側での都市計画道路の整備が先行しており、沿道の用途地域の見直しの手続を進める際には、練馬区側に情報提供を行いながら進めた。その時点ではまだ、練馬区側の区道67号線沿道の見直し内容が決まっていなかったため、用途地域の変更が当時間に合わなかった。下保谷三・四丁目地区については、西東京市側の都市計画道路が整備されたことを踏まえると、地域の方々それぞれに伴う土地利用を望むのが通常の流れであるため、先行して提案した。しかし、練馬区側の道路が繋がっていない状況で沿道の土地利用を見直すことに少数ではあったが、反対があったため、その反対を押し切って進

めるのは良くないという当時の審議会会長の意向もあり、延期した。

- 森 委員： 市の北部地域は、埼玉県との行政境も抱えており、かなり複雑なところがあると思うが、丁寧にまちづくりを進めてほしい。
- 保井会長： 他に意見、質問はないか。ないようであれば事務局からの報告を受けたということで、これで終了する。
続いて報告事項3「東伏見駅周辺地区まちづくり構想について」事務局に説明を求める。
- 松本課長： まちづくり構想については、今年の2月に開催した第56回都市計画審議会の議案第3号として諮問し、答申をいただいた後に、3月に作成したものである。（以下、資料3により説明）
- 保井会長： それでは、これより質疑に入る。質問、意見があれば発言願いたい。
- 藤原委員： 東伏見駅南口に田無警察署の交番があるが、狭隘な施設のため、今後検討の中に加えて欲しい。
- 松本課長： 交番は地域の方々の安全・安心という観点で重要な施設であり、大切な施設であるということを十分に踏まえた対応を今後、市としても取らせていただく。
- 保井会長： 他に意見、質問はないか。ないようであれば事務局からの報告を受けたということで、これで終了する。
続いて報告事項4「専門部会について」である。昨年度の都市計画審議会において、生産緑地地区に関する専門部会を設置し、村山委員に部会長を、村田委員、東京大学の飯田先生に委員をお願いした。
村山委員の方で、今年度の方針についてまとめていると聞いている。今年度の方針について村山委員の説明をお願いします。
- 村山委員： 今年度の専門部会では、生産緑地地区の保全に向けた提言をまとめることが目標である。（以下、資料4、当日配布資料より説明）
- 保井会長： それでは、これより質疑に入る。質問、意見があれば発言願いたい。
- 納田委員： 二点伺う。先生方が研究されてきた中で一番注目しているのが、農家・農地所有者の経営モデルの模索であると考えている。農業従事者の方々がいかに持続可能な経営をしていけるかどうか、不動産事業との連携や共存も含めて、今まで不動産経営をしていることに対して、あまり良くない感覚があった。持続可能な農業を目指して、経営や収益に繋がる環境を考えていかなければならない。農家レストランや農ある暮らしの実現という提案もあるが、都心に暮らす方が西東京市に二次的な宿泊施設をもちながら農業を営む手伝いをしていくクライנגルテンなどの視点が骨子案に加味されているのか。
都市計画法の改正で田園住居地域が設定できるようになったが、西東京市としては土地利用の規制により、フレキシブルな土地の売買が難しい。西東

京市のまちの価値はみどりの豊富さであると思う。田園住居地域をエコディストリクトの考えに取り込んでいき、賛同を得られた農業従事者との連携によって、レッチワースのような住宅と農地が融合した都市構想を形成させていくことで、まちの価値を上げていくことはできないか。多くの戸建を建てていくよりは、各々の価値をあげていくことが大事だと考えるが、田園住居地域に関してどう捉えているのか。

○村山委員： 部会ではクラインガルテンそのものはまだ議論していない。その場所に永住しなくとも週末だけ農業を楽しむというライフスタイルもあるとは思いますが、山間地のような郊外とは異なる。市街地の中で可能かも含め考えたい。農ある暮らしを実現する住宅に関しても、永住する住宅など様々な住まいがあるので、様々なスタイルを考えていきたい。クラインガルテンそのもののモデルを実現できるかは不明であるが、都市型にアレンジした使い方については検討したい。

また、田園住居地域の指定に関して、具体的には検討していないが、直感的には西東京市には馴染まないと考えている。国土交通省は田園住居地域に関して、研究会を行っている状況である。西東京市に適用するかは別として、どのようなルールを定めれば良いか、今後検討していく必要がある。骨子案の5ページ、2-3の2)においてモデルプロジェクトを超えて、市全体としてどういう用途地域のルールを定めれば、都市農地が保全されるか、今後検討予定である。

田園都市について、田園居住という言葉の聞こえが良く、イギリスの田園都市を想起するが、イギリスの田園都市は市街地と農地が明確に分かれており、住宅地には農地がない。日本の市街地の中は農地と住宅が小さい単位で混在している。そのため、イギリスの田園都市のように大きく二分することは大改革が必要で、現実的ではない。住宅と農地が混在し、身近なところで農地があることに対して価値を見出し、良い方向に持っていければと考えている。

○村田委員： 平成30年度第1回専門部会で農家という立場で発言をした。農家の営農意欲という話があったが、地域住民の理解や協力が必要であるが、農薬散布や土ぼこりなど苦情を言う方もいる。農地はそこにあるだけで地域社会全体の共通の貴重な資源であり、受益者は地域社会全体であることを行政から地域住民に対して、農地のあるありがたさを周知してほしい。苦情をいわれると営農意欲が下がっていく。猛暑が続くと、害虫や高温障害が出ており、作物が順調に育たず、収穫が不可能になる。結果、収益にならず、生産意欲が下がっていく。ハウス等の施設を大掛かりに作っているところだと、台風や大雪で施設が崩壊すると意欲の低下に繋がる。意欲ある若い後継者には、高温状態でもどういった野菜栽培がこの地域でできるのかなど、専門的な教育を行っていくべきと考える。

また、6月20日に国会で都市農地の貸借の円滑化に関する法律が成立し、現在パブリックコメント中であり、9月に施行を目指していると聞いている。この法は本来、都市の農地をいかに有効に利用していくかが目的で、意欲がある農業者が生産緑地地区や納税猶予農地を借りて耕作していただくことを目指している。もう一つの狙いとしては企業や法人が、農業に参入することである。これによって、農地を農業以外に利用されないよう、または利

益の向上が見込めないことにより、放棄あるいは耕作されない状況にならないよう、今後監視する業務が農業委員会の一つの大きな役割となっている。農地が活用されておらず、指導に従わない場合は、事業計画の認定の取消が可能なので、企業や法人が参入する場合は、農地が荒れないような状況にしていく必要がある。

特定生産緑地制度の移行に向けて、8月6日に近隣4市の農業委員会の会長とJA東京みらいとで意見交換会を行った。この会では制度の説明や周知に関して、行政の協力が最大限必要であるとの結論に至り、このことについて、市長に対して共同で、意見や要望書を提出する予定である。都市計画課に対しても、特定生産緑地制度の移行に向けて協力をお願いしたい。先ほどの報告で追加指定があったが、生産緑地地区や納税猶予農地などの一定の案件で貸借ができることを見越して、追加指定がでたのではないかと考え、今後このような流れがあることを期待したい。

- 藤岡委員： 当日配布資料の「これまでの専門部会の経過について」において、東京大学の学生による市内農家のヒアリングはどのような農家なのか。規模はどれくらいか。
- 松本課長： 4件の農家は事前に都市農業を意欲的に行っている農家を村田委員から推薦していただき、現状についてヒアリングさせていただいた。
また、規模はまちまちである。北側は、住吉町周辺のキャベツ畑等を営農している方である。また、南側は向台町周辺の植木農家の話を伺った。
- 藤岡委員： そういった聞き取りを中心にしながら、研究を進めていった経過があると聞いていた。これに合わせて、現状の中に市民農園や体験農園を新しい農地の保全の対策として、どのように取り込んでいくのか。
- 村山委員： 村田委員と議論していく中で、新しい動きとしては市民農園や農業体験農園はあるが、基本は自作農であり、企業が農業に参入する状況もあるため、役割分担を行いながら議論していく必要があると考えている。農地の規模や状態、質も様々であり、農地を類型化し、その土地に適した活用方法を考えていく必要があるという議論を進めているが、具体的には今後検討していく。
- 藤岡委員： 農地の保全に対応する技術が必要だと考えたので、検討してほしい。
- 宮崎委員： 西東京市には10万坪の東大農場があり、西東京市のメインのグリーンスポットとして占めている。生態系サービスも農学部の生態調和農学機構が掲げていることであり、10万坪のうち1万坪程度が売りに出ている。移転問題があり、東大農場が残ってから10年以上経過するが、売ることがはっきりせず、地区計画の中に東大農場が入っている。農業施策としての分野はあるが、東京大学の農学部と工学部の連携はあるのか。
また、専門部会は職員内で共有されているのか。この企画が他課にはどのように見えているのか、この企画を知らない方もいる可能性があり、市民の方に対してはトリノ工科大学の学生による発表会の存在を知らない人もいる。全体の連携に市民は疑問を持っているが、どうか。

- 村山委員： 東大農場に関しては、学部同士の連携というよりかは大学全体の資産管理の問題である。東京大学は多くの土地を所有しているが、財政上、大学の経営が厳しい。国からの補助金が毎年減少しており、研究教育活動をどのように継続していくかという中で、あまり使われていない土地をどう活用していくか、不動産的な観点がある。大学としても財政の状況から、土地を活用していかなければならない背景もご理解いただければと思う。
- 宮崎委員： 土地の所在地として一等地であり、10年も経過しているため、市民はその状況を懸念している。
- 松本課長： 東大農場について、市民の方々の熱い思いは伺っている。ただし、東大農場はあくまで教育施設、研究施設という位置づけであると考えている。そのため、保全の方法は東京大学の考えが最優先になると理解している。地域の方々の要望を否定するわけではない。東京大学が土地を売却した場合、その後の土地利用は、地区計画という制度を使って段階的に誘導を図っていきたいと市では考えている。今回の専門部会の動きは、都市計画審議会の下部組織として立ち上がり、その中で議論している中身で、結論が出ていない状況である。そのため、この時期に庁内の周知を積極的には図っていない。ただし、ターニングポイントとして、9月2日のトリノ工科大学と連携した成果発表会は、8月15日号の市報に掲載し、市のホームページにも掲載した。庁内では、8月7日に開催された首脳部会議で周知を図り、あわせて市議会に対しても本日以降、正式に案内する予定である。
- 保井会長： 他に意見、質問はないか。
- 森 委員： 都市農地を残していくとなると都市農地の有用性あるいは農地のありがたみが周辺住民によってきちんと理解されることが大きいと思う。農地へ理解が深まることで農地が継続して経営されると思う。農業委員会としては、地域住民からどういう要請があるのか、農家の営農があればその土地固有の優位性がどうなるかを地域として考えていくという視点も持つていく必要がある。周辺住民との関わりについて農家はどのように考えているのか。
- 村田委員： 農地は地域社会にとっても貴重な生活資源であり、受益者は地域住民でもあるので、今後そのような情報を発信していく必要がある。地域住民の中には、苦情を言う方もいるので、周辺住民との良好な関係が築けなくなることもあるが、大多数の方には理解していただいている。地域住民はどう感じているのかに関するアンケートを市で行ってほしい。農家のアンケートは数多くあるが、地域社会全体のアンケートはないので、一般の方がどう理解しているのか知りたい。
- 森 委員： 周辺住民の意識や理解についての調査を是非行ってほしい。
- 内田委員： 骨子案の1の5) 公園施策との連携の可能性において、250m以内で調査を行っているが、それが農地であっても中に入れないものや不明のものもあると考える。一方で、農園を応援したいと考えている市民も多くいるが、現

在応援の方法がない。企業や市民が、農業や農地をサポートする仕組みは必要である。不動産収益の減少について、住みたくなるまちに農地を繋げていけないか考える。

○保井会長： 村山委員より、新部会員選定についての話があり、税理士の新井様、NPO法人バースの佐藤様、公益財団法人 東京都都市づくり公社の内山様について推薦があった。新井様、佐藤様、内山様を指名し、委嘱については事務局に指示する。
他に意見、質問はないか。

○内田委員： 田無駅南口の整備について、まちづくり構想を作成する予定はあるのか。

○松本課長： 田無駅南口の整備の具体的な内容は、駅前広場の整備と、駅前広場に繋がる幹線道路の整備を予定している。田無駅南口に関するまちづくり構想は、現時点では作成の予定はない。道路整備事業として進めていく。

○保井会長： 民間からのまちづくりの機運はあるのか。

○松本課長： 田無駅南口の駅前広場周辺で様々な動きがあることは市の窓口にも情報が入っている。具体的には土地建物の共同化や法定再開発を行おうとしている動きがある。ただし、直接話を聞く限りでは、話に具体性がないため、市としては、まだ静観している状態である。実現可能な動きとなれば、誘導するための施策が必要となるので、その時に改めて検討する予定である。

○内田委員： 現時点では民間に任せて、現在の用途地域で考えているという認識でよいか。

○松本課長： 構想を作る前段として、現在の都市計画的な規制を変えなければならないときに、大きな方針を作成し、それに基づいて用途地域を変えていく。田無駅南口に関しては、既に駅前広場が整備される想定で用途地域が指定されているため、大きく動かす予定はなく、まちづくり構想の策定は予定していない。

○保井会長： 他に意見、質問はないか。ないようであればこれで終了する。続いて次第の3「その他」事務局に説明を求める。

○松本課長： 次回の会議日程については、11月上旬を予定している。議事としては、西東京都市計画生産緑地地区の変更に関する付議と、新東京所沢線北町五丁目地区地区計画の報告を予定している。内容や時期が固まり次第、ご連絡させていただきます。

○保井会長： 以上をもって本日の日程は全て終了した。都市計画審議会条例第8条に規定する議事録については、作成を事務局に指示する。これをもって第57回都市計画審議会を閉会する。

以上